

LALUZ

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 島本 保徳

連絡先：神戸市中央区海岸通 11 NTT 神戸中央ビル
内

Tel.090-1070-6839 (横林賢二)

2004年1月7日(水)第16号(ラ・ルース=光)



首切り、賃下げやり放題となっているこの社会。はたして労働者にとって未来への道は、輝ける社会への光の道となり得るのか。労働組合運動の再生こそがその帰趨を決する。(2003.12.17 神戸ルミナリエより)

企業年金関連

会社回答書

当組合では、2003年11月17日に会社から提示された「既裁定者の見直しに係るスケジュールイメージ」(企業年金見直しのスケジュール)に対して、その解明のために要求書を提出しました。本稿はその回答書です。

この回答書でも明かなように、具体的な企業年金見直しスケジュールについては何も明かになっておらず、見直しすることだけ決まっている、というずさんな状態である、といっても過言ではありません。

西日本NTT 関連労働組合 殿

回 答 書

平成15年12月16日

西日本電信電話株式会社

西N 関労発第39号(平15.12.11)

をもって提出された要求書に対し、次のとおり回答します。

組合要求

1. 既裁定者への「お知らせ」について、第1回のお知らせの内容、時期について説明すること。
2. 第2回移行の「お知らせ」について、どういった内容か、説明すること。

会社回答

1～2.

企業年金(税制適格年金)の見直しにおける既裁定者への通知については、適宜行っていく考えであります。

なお、第1回については、平成15年11月中旬に別紙のとおり、通知済であります。

組合要求

3. 「代表者の選出等」とあるが、何をどのように選出するのか、また、その法律的根拠を説明すること。また、代表者はどのような権限を有するのか。
4. 「三者会」とは何か。何を行うのか説明すること。

会社回答

3～4.

三者会とは、確定給付企業年金法の主旨に基づき、事業主、加入者及び受給権者等の意向を反映させる措置を講ずるための協議の場であります。

なお、代表者の選出等の具体的な実施方法については、未定であります。

組合要求

5. 「説明会」はどういった手順で、誰を対象に行うのか、説明すること。
6. 「同意徴収」はどのように行うのか説明すること。

会社回答

5～6.

既裁定者への説明会及び同意徴収の具体的な実施方法については、未定であります。

(以上)

兵庫のOB、現役社員ら

企業年金改悪反対の

ビラ配布

全国的に、NTTの企業年金改悪に反対する現役社員、OBの仲間の怒りの声が広がっていますが、兵庫においても12月24～26日、「NTT企業年金改悪に反対する兵庫の会」(呼びかけ人 下司正彦、小谷誠、加納功)の仲間たちが、熟年者ユニオンの諸先輩の協力を得て、兵庫県内のNTTビルにおいて早朝ビラ配布を行い、NTTグループで働く仲間に、企業年金改悪に反対しようと呼びかけました。



(神戸駅前ビルにて)

おふさいど

民主主義と平和が危ない

昨年の「構造改革」という名の合理化に続き、今度は企業年金引下げを目論む会社。昨年今年も赤字とか財源難とか、もっともらしい理由をつけているが、昨年でいえば携帯電話が増えて、固定電話の収入が減った。そして今年は財源難だという。

携帯電話が増えれば、固定電話の収入が減ることは最初から分かりきっていたことだし、それはまさに経営責任であり、社員の責任ではない。

そして企業年金引下げの理由として財源難と言うが、「トヨタを抜き空前の利益」と新聞は報道している。

そんな会社との闘いで慌しい年末、故郷から一通の葉書が届いた。12月5日、「靖国違憲訴訟」の最終弁論だとの知らせ。休みを取り急ぎよ故郷愛媛へ。松山地裁の傍聴席に座った。本来なら、原告席に座りたいが、昨年の不当配転ゆえ、事務局長のAさんに任せっきりになっているため、傍聴席で訴訟の最終弁論を見守り、報告集会に参加した。

この訴訟は、大阪でも沖縄でも取り組まれているが、とりわけ愛媛では真宗大谷派のAさんを先頭に、数年前、当時の県知事白石春樹が、公費で玉ぐし料を支出して護国神社に参拝したことを「政教分離」を明記した憲法に違反すると告訴し、勝利判決を勝ちとっている。

このような判例にも懲りず、小泉純一郎は、総理大臣になれば、靖国に参拝すると公言し、多くの反対を押し切り参拝した。かつての愛媛での勝訴の時と比べ政治は大きく後退しているが、全国各地でこのような闘いが取り組まれていることは、今まさに平和が脅かされているということであり、それらの先頭に立つべき労働組合がその任務を果たしていないということでもある。

今回靖国と小泉双方を告訴したのは、靖国神社が国と癒着し、小泉の参拝を願ったという事実に基づいている。そして小泉反動内閣がブッシュに追随し、イラク派兵を強行しようとしている今、まさに戦争への道を進んでいることを許さないと

いう取り組みである。

愛媛では真宗大谷派だけでなく、宗派を超えた仏門の人々が四国88ヶ所の51番札所、石手寺に集まり、機会を捕らえ、平和を願う集会も度々開いている。

そしてもう一つ「愛媛教科書裁判」がある。この裁判は一昨年、元文部省高級官僚の加戸守行県知事が、歴史的事実をねじまげ全国でも物議をかもした「扶桑社の歴史教科書」を、権力を乱用して教育現場に押し付けたことに始まる。知事の権力を乱用し「これが良い」と教育長に圧力をかけた。

知事の言いなりの教育長は今年の知事選で再選された知事によって副知事に任命されている。

このような知事は愛媛の恥でもあるが、そのような中で、老若男女を問わず多くの心ある人々が闘っているということは、不当配転されてはいても愛媛県人としての私の誇りでもある。

今、民主主義と平和が危ない。平和を守る闘いも職場を守る闘いととも大切な闘いであることを思うこの頃である。

ぜひ「靖国訴訟」や「教科書裁判」のホームページをご覧ください。

「愛媛教科書訴訟」

http://www8.ocn.ne.jp/~senden97/ehime_kyokasyo_1.html

「靖国訴訟」

http://www8.ocn.ne.jp/~senden97/yasukuni_sosyo1.html

<SY>

N 関労ホームページ

<http://www.n-kanrou.com/>

N T T 労働者の闘いの砦、労働組合運動の再生をめざすN 関労のホームページで

N 関労西メール相談

ebisu078@khaki.plala.or.jp

『課長にこんなこと言われた』、『会社でこんなことが言われている』など、腹の立つこと、何でもお寄せ下さい。

はじめに

一昨年11月、九州から550名のNTT労働者が東海4県、大阪、岡山の各社、支店への広域配転が強行されました。それも48歳前後の労働者が大半です。

当組合では、この大量の広域配転は、事実上の「50歳定年制」を定着させようとするもの、と指摘してきました。それは、48歳前後の労働者は赴任した現地で雇用形態選択を迎えることとなり、大半の労働者が退職・再雇用を選択せざるを得なくされるであろうということです。

このたび九州の仲間から、怒りの声が届きました。

仲間のたより

2002年11月九州ブロックより約550人のNTT労働者が、静岡、名古屋や関西、岡山などの各支店への広域配転が強行されました。

トピックス

年末一時金減額の一方で

役員“復活”ボーナス？！

12月18日のマスコミ報道によると、NTT東日本は来年夏に「役員ボーナス」を復活させると報じられました。対象となるのは「使用人兼務役員」である取締役だけです。金額は一人100万円前後の見通しで、NTT西も「(持株会社への)一割配当が可能になれば同様の処置を検討するだろう。」(同社幹部)としています。

また、正式な賞与ではなく費用に計上するが、NTTグループ再編以来5年ぶりの一時金となります。

私たち社員の今年の年末一時金は、評価金額も含めて減額でした。それに今回「企業年金」も

しかし、その影では広域配転に応じられない40歳台のかなりの人数が、泣く泣く退職・再雇用に応じえています。

私の職場は約60人で、50歳以上の退職・再雇用選択者が30人。残りの30人が30～40歳代で、昨年は48～49歳の15人が広域配転の対象になりました。

このうち広域配転に応じたのは7～8人。あとの7～8人は広域配転に応じられず、退職・再雇用を選択せざるを得ませんでした。

50歳手前なので激変緩和措置は出ず、50歳で退職・再雇用を選ぶのに比べても、退職金は1000万円も少ない。他支店では30歳台で退職・再雇用に応じた人もおり、おそらく月収は15万円前後ではないだろうか。

今年は主に45歳以上が広域配転の対象のようで、30歳台も2人ほど言われているらしい。OS会社の将来は真っ暗だ。

減額させられようとしています。

企業年金は前回の見直しからたった2年しか経たないうちに今回の減額提案です。前回の減額の理由は「長期にわたる市場金利の低迷等、年金資産の運用環境は、制度導入と比べ著しく悪化しており、このままでは年金制度の健全な運用が困難な状況となっています。そこで、将来にわたって年金資産を確保し、社員の皆さんが安定的に年金を受給できるよう利率を見直すこととしましたのでお知らせします。」と言っています。今回も同じ理由です。

11万人の首切り合理化によって日本一の利益を上げ、一部役員にだけはボーナスを出す、私たち労働者に対しては企業年金大幅減額、本当に腹が立つ話です。企業年金は、試算によれば月額約20000円の大幅減額となり、退職時に脱退一時金を選択する社員が大幅に増え、企業年金存続が危うくなることにもなりかねません。会社の本音は企業年金をやめたいのかも知れませんが、労働組合としては認めてはならないことです。